

令和6年度第3回多摩市都市計画審議会

(令和6年10月15日)

議事日程

第1 署名委員の指名

第2 第1号議案 多摩都市計画生産緑地地区の変更について

(資料1)(参考資料1)

第3 第2号議案 特定生産緑地の指定に係る都市計画審議会への意見聴取について

(資料2)(参考資料2)

第4 第3号議案 多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道多摩川右岸南多摩流域下水道(乞田幹線)の変更について

(資料3)(参考資料3)

都市整備部長 皆様、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日、令和6年度第3回の多摩市都市計画審議会でございます。私、都市整備部長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、関係行政機関選出ということで、多摩中央警察署から代表の委員として出席をいただいている●●委員、御紹介させていただきます。●●委員、一言御挨拶をお願いいたします。

●●委員 改めまして、こんにちは。今御紹介をいただきました多摩中央警察署長の●●と申します。8月26日付で、前任の●●より職を引き継ぎまして、多摩中央警察署長として勤務をいたしております。今後ともよろしくお願いいたします。

都市整備部長 ありがとうございます。

なお、市長からの辞令につきましては、略式で申し訳ございませんが、机上配付で失礼させていただいております。御確認いただきたいと存じます。

それでは、本日の議事でございます。次第でございますとおり、審議会での審議事項が3件、協議会の案件が1件でございます。資料は事前に送付させていただきましたが、皆様、お手元でございますでしょうか。大丈夫でしょうか。お手元にない場合は挙手をお願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは、以降の進行は会長をお願いしたいと存じます。中林会長、どうぞよろしくお願いいたします。

中林会長 皆さん、こんにちは。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会の案件は、特に非公開の案件でもございませんので、多摩市都市計画審議会運営規則第12条の規定に基づき、公開といたします。また、傍聴者につきましては、多摩市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱い規定に基づきまして、会場の都合により、本日は先着10名以内とさせていただきます。本日傍聴希望者はおられますでしょうか。

都市計画課計画担当主任 傍聴希望者はいらっしゃらないです。

中林会長

傍聴希望者はおられないということですので、このまま始めたいと思いますが、公開ですので、議事録については各議員の名前は出しませんが、全部公開ということになります。

それでは、ただいまより会議に入りたいと思います。

現在の出席委員は15名であります。篠塚委員と朝倉委員が、特に欠席の御連絡はないということですので、間もなく来られるんじゃないかなと思いますが、取りあえず、15名で定足数に達しておりますので会議を始めたいと思います。

これより、令和6年度第3回多摩市都市計画審議会を開催いたします。なお、本日、7番石山ひろあき委員、18番橋本由美子委員、19番藤原マサノリ委員は、都合により本日欠席との連絡をいただいております。

それでは、本日の議事日程の第1、本日の議事録の署名委員の指名をさせていただきます。多摩市都市計画審議会運営規則第18条第3項の規定に基づき、本日は、9番小笠原廣樹委員、10番小川勉委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、9番小笠原委員と10番小川委員を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、日程の第2、第1号議案、多摩都市計画生産緑地地区の変更についてです。この件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課長

それでは、審議会日程第2、第1号議案、多摩都市計画生産緑地地区の変更について御説明させていただきます。

初めに、10月8日に事前送付させていただきました紙資料及びPDFのデータ資料につきまして、3ページの資料追加がございましたので、御報告させていただきます。追加後の資料につきましては、PDFのデータは10月10日にメールで事前送付を、紙資料については本日机上に配付させていただいております。追加資料の内容でございますけれども、参考資料の1の11から13ページ、タブレットでは第1号議案、多摩都市計画生産緑地地区の変更についてのタブを開いていただきまして、こちらの13分の11ページから13ページまでのところに、13

分の11ページが東京都との協議結果の通知書、次のページが縦覧等の経過、最後の3ページ目が都市計画の変更についての付議の資料を追加させていただいてございます。事前送付後の資料追加となり、大変申し訳ございませんでした。

改めまして、本審議会で御覧いただく資料の説明をさせていただきます。

タブレットで今御説明させていただきましたが、第1号議案のタブのほうをお開きいただきたいと思います。

まず、資料の1ページ目からどのような構成になっているかを御説明させていただきたいと思います。

まず、1ページ目から5ページ目、タブレットの13分の1から13分の5までが都市計画決定図書でございまして、それぞれ13分の1が計画書、13分の2が新旧対照表、次のページ、13分の3が変更概要、次のページが、13分の4ページが削除する生産緑地の地区計画図、次のページ、5ページ目が多摩市全域を示した総括図でございます。

その次の参考資料1と右上に書いてある資料を御覧いただきたいと思います。

このページから3ページ、こちらが多摩都市計画生産緑地地区の変更についての御説明をさせていただいたもの。その次、タブレットでいきますと13分の9ページ、こちらが生産緑地地区に係る手続の概要です。その次のページ、タブレットで13分の10ページですけども、今回削除する地区の現況写真。その次のページ、先ほども御説明させていただきました東京都との協議結果の通知書、その次が、縦覧等の経過になってございます。

最後が、都市計画変更についての付議という資料の構成となっております。資料よろしいでしょうか。

では、早速御説明に入りたいと思いますけども、本件は前回の令和6年度第2回多摩市都市計画審議会の協議会で御報告させていただいたので、内容に変更はございません。

初めに、これまでの経過を御説明させていただきます。

前回の都市計画審議会の後、東京都との協議を行いまして、その後、令和6年8月30日付で参考資料1の6ページ、タブレットでは13分の11ページ、こちらにあるとおり、変更について意見なしと東京都のほうから協議結果の通知書を収受してございます。

その次のページ、縦覧等の経過を御覧いただきたいと思います。

都市計画法第17条の規定による都市計画案の縦覧を、令和6年9月12日から9月26日までの2週間行いました結果、縦覧者なし、意見書の提出もございませんでした。本日の審議後、答申をいただきまして、12月中には都市計画変更を本市のほうで行いたいと考えてございます。

続きまして、資料1の1ページ、タブレットの13分の1ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

こちらが計画書でございます。こちらの第1、種類及び面積を御覧いただきたいと思いますが、生産緑地地区の面積、約23.80ヘクタールは、このたびの削除を行った後の市内の生産緑地地区の合計面積となります。

次に、第2、削除のみを行う位置及び区域、こちらは、このたび削除する生産緑地地区になります。今回の変更は、令和5年6月から令和6年6月までの間に生産緑地の買取り申出がなされ、生産緑地地区における行為の制限解除に至った1地区について、都市計画変更し生産緑地地区の全部を削除するものでございます。行為の制限解除により削除する生産緑地地区として、地区番号153番の全部、約990平米の計1地区の生産緑地地区が削除されます。買取申出の事由としましては、生産緑地地区の指定から30年が経過したというものでございます。

続きまして、計画図で御説明させていただきます。

次の、資料1の4ページ、タブレットでは13分の4ページ、こちらを御覧ください。

黒の太線で囲った部分が生産緑地地区となります。その中で、縦の斜線で示されている箇所が既に指定されている生産緑地地区となります。黒く塗り潰した部分が、このたび削除する部分となります。地区番号153番は、図の中央上部にある和田公園の西南側に位置します。区域の

全部の削除のため、地区番号153番は削除となります。また、参考資料の5ページ、タブレットでは13分の10ページが今回削除しました生産緑地地区の写真でございます。御確認いただけたらと思います。

ページが前後して申し訳ございませんが、戻りまして、タブレットの13分の2ページ、資料1の2ページにお戻りいただきたいと思います。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。今回の変更を一覧でまとめたものとなっております。

次のページ、タブレットで13番の3ページになります。

変更概要でございますけれども、今回の変更によりまして、生産緑地地区の件数は、1件の全部削除により126地区から125地区となり、生産緑地地区の総面積は約23.90ヘクタールから約23.80ヘクタールになります。

今回の生産緑地地区の変更に関する御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

中林会長

本日の審議事項でございます生産緑地地区の変更については、1件、990平方メートルの生産緑地を、生産緑地に指定して30年経過したので、次の審議事項に関わる特定生産緑地に移行してはどうですかという話を、これまで多分農業委員会等を通してもやられていたと思うんですが、移行しないということで、今回、解除ということになりました。自治体が最初はどうするか決める権利を持っているんですけども、つまり、買い取るかどうかということなんですが、市としては買い取らないので解除するというに至ったという経緯かと思えます。

何か御質問等ございますでしょうか。写真のとおり、まだ現状は空き地というか、未利用地の状態。畑でもないですね。

都市計画課計画担当主査 多少建て方が始まっているということです。

中林会長 そうですか。建物を建てる、住宅かな。

都市計画課計画担当主査 集合住宅です。

中林会長 集合住宅。工事中ということのようです。よろしいでしょうか。

それでは、本日、審議事項でございますので、質疑、討論を終了させていただいて、お諮りしたいと思います。

それでは、お諮りいたします。日程第2、第1号議案、多摩都市計画生産緑地地区の変更についてですが、挙手によって採決をさせていただきたいと思います。本件につきまして、原案のとおり決すべきものということに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

中林会長 全員挙手、賛成ということで、第1号議案、多摩都市計画生産緑地地区の変更につきましては、原案のとおり決すべきものいたします。

今後の手続については、事務局に進めていただきたいと思います。

それでは、続きまして、日程の第3、第2号議案、特定生産緑地地区の指定に係る都市計画審議会への意見聴取についてです。事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課長 それでは、審議会日程第3、特定生産緑地の指定に係る都市計画審議会への意見聴取について御説明させていただきます。

本件は、前回の令和6年度第2回多摩市都市計画審議会の協議会で事前報告させていただいたものでございます。

初めに、資料の確認をお願いいたします。

タブレットでは、タブ名が第2号議案特定生産緑地の指定に係る都市計画審議会への意見聴取についてでございます。こちらを御覧いただきたいと思います。

最初に、資料の追加と訂正について御報告させていただきます。

まず、追加についてでございますが、10月8日に事前送付させていただきましたPDFデータと紙資料に1ページ追加がございます。参考資料2の28ページ、タブレットの53分の53ページ、一番最後のところです。こちらのほうに、特定生産緑地の指定についての付議を加えさせていただいてございます。追加させていただきましたPDFデータにつきましては、10月10日にメールで事前送付を、紙資料については本日机上に配付させていただきました。送付後の追加となり、大変申し訳ございません。

続きまして、資料の訂正について御説明させていただきます。

前回の協議会資料からの訂正となりますけれども、タブレットのほう、

53分の1ページから53分の4ページです。こちらのほうの資料2、特定生産緑地多摩市の指定及び解除を御覧いただきたいと思います。

こちらが、このたび指定する特定生産緑地の位置、面積等に係る資料となりますけれども、53分の2ページ、こちらの中下段のほうに水色の網かけさせていただいているところがございます。特定生産緑地地区番号047-94、多摩市馬引沢二丁目地内につきまして、面積を約0平米から約10平米に訂正させていただいております。

訂正理由でございますけれども、当生産緑地は、平成29年度に指定されておりました、実際の面積は2.68平米でございました。都市計画決定図書の策定は、東京都の都市計画公園・緑地、特別緑地保全地区、生産緑地地区の都市計画決定に係る図書作成要領に基づき行っておりますが、生産緑地の追加面積は10平米単位であることと定められているため、この土地についても約10平米と告示してございます。しかし、当資料においては、作成した令和3年度から2.68平米を切り捨てて約0平米と表記してございました。この表記につきましては、生産緑地の告示面積と整合させるべきと考えまして、今回、特定生産緑地の表も約10平米と訂正させていただいたものでございます。

なお、生産緑地地区全体の合計面積約23.8ヘクタールにつきましては、影響はございません。事務処理上の表記に少し不備がございました。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、資料の説明に戻らせていただきます。

タブレットの53分の5ページから53分の25ページ、右上のほうに図面番号を書かせていただいておりますけれども、21分の1から21分の21までが125地区の生産緑地の場所と特定生産緑地の指定・解除について示している資料でございます。よろしいでしょうか。

続きまして、その次のページ、タブレットの53分の26ページが参考資料2となっております。

こちらは、標題が特定生産緑地の指定に係る都市計画審議会への意見聴取についてとなっている資料でございます。こちらの53分の26から31までが特定生産緑地を指定することについての概要をお示した

ものでございます。

その次のページ、53分の32ページ、こちらから53分の52ページに、令和8年度までに申出基準日を迎える生産緑地の位置が分かる図面を参考として掲載してございます。

資料のほう、確認よろしいでしょうか。

では、説明のほうに入らせていただきたいと思いますけれども、参考資料2の1ページ目、タブレットの53分の26ページのほうにお戻りいただきまして、特定生産緑地の指定に係る都市計画審議会の意見聴取についてでございます。

1、趣旨についてでございます。

市町村長は、生産緑地法の規定により、生産緑地を特定生産緑地に指定しようとするときは、同法第10条の2第3項により、市町村都市計画審議会の意見を聴く必要がございます。多摩市は、市内の生産緑地の一部を令和6年12月に特定生産緑地に指定する予定であり、このことについて御意見をお伺いするものでございます。

次に、2、特定生産緑地制度についてでございます。

制度の概要につきましては、参考資料の2の1ページ、タブレットでは53分の26ページの項目2から次のページの項目4で記載させていただいておりますので、御確認いただきたいと思います。

次、53分の27ページ、項目4の(3)、こちらのほうを御覧いただきたいと思います。指定基準における多摩市特定生産緑地指定要件の概要をまとめてございます。次の3つの要件を満たした生産緑地を特定生産緑地に指定できるとしてあります。

まず、①申出基準日がおおむね3年以内に到来することとなる生産緑地であることです。生産緑地法では、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地が特定生産緑地の指定の対象となりますが、「近く到来する」の定義はございません。多摩市でおおむね3年以内とした理由は、あまりに早く指定した場合、農地等利害関係人の事情により、指定の取下げをしたくなくてもできなくなり、また、遅すぎても指定申請の準備に時間的余裕がなくなりますので、そこでおおむね3年以内とすることで、

どの年度に指定した生産緑地も2回は指定申請できる機会を設けたというところでございます。

下の表、参考の令和10年度までの特定生産緑地の指定手続き予定は、各年度に指定した生産緑地がどの年度に申出基準日を迎え、どの年度に特定生産緑地に指定するかまとめたものでございます。表において黒丸が、各年度に指定した生産緑地が申出基準日を迎える年度を表し、白丸が特定生産緑地に指定する年度となります。今年度は、赤の太枠で囲まれた部分、平成7年、8年指定の生産緑地地区が指定申請対象となります。

次に、②多摩市生産緑地地区指定基準の指定要件に掲げる要件を満たしていることとございます。特定生産緑地は、生産緑地の指定と異なり、法令で定められた面積要件のような具体的な基準はございませんが、生産緑地法において、良好な都市環境の形成を図る上で特に有効な生産緑地を特定生産緑地に指定できるとしていることから、良好に保たれた生産緑地地区の環境の著しい悪化を防止するため、多摩市生産緑地地区指定基準を満たしたものを特定生産緑地の指定要件の1つといたしました。

最後に、③多摩市農業委員会による生産緑地の状況確認等において、肥培管理が適切に行われると行われていると認められることとございます。特定生産緑地に指定するに当たり、多摩市農業委員会と連携して現状を把握することといたしてございます。

次のページに進みまして、タブレットでは53分の28ページですが、5、平成7、8年度指定の生産緑地に係る特定生産緑地の指定についてでございます。

今年度は申出基準日をおおむね3年以内に迎える平成7、8年度指定の生産緑地を特定生産緑地の指定対象としまして手続を進めてまいりましたので、御説明いたします。

初めに、(1)経過の令和6年部分を御覧ください。

令和6年1月9日から申請の受付を開始いたしまして、同年4月5日に受付を終了いたしました。なお、受付期間は4月8日までございましたが、対象が1件、一筆、1名でございましたので、申請受理をもって

受付を終了させていただいております。申請があった生産緑地につきまして、同年4月5日に多摩市農業委員会へ肥培管理の確認依頼を行いまして、4月26日に回答がございました。

次に、(2) 指定申請受付の結果を御覧ください。

前回、令和6年度第2回都市計画審議会で御報告した内容から変更はございません。今回の申請者数は、①申請者数のA 申請者数のおり1名でございました。B 今回の指定申請の対象者数、特定生産緑地の指定申請をまだ行っていない生産緑地を所有している平成7年度指定の生産緑地の所有者数と、平成8年度指定の生産緑地の所有者数の合計は1名で、対象となる全ての所有者から御申請いただいています。C 全生産緑地の所有者数でございますけれども、平成9年度以降の指定のものを含む生産緑地の全所有者数は107名でございます。申請者数の割合、B及びCに対するAのそれぞれの割合は、御覧のとおり100%、1%でございました。

②面積を御覧ください。今回申請があった生産緑地の面積は、A 申請のあった生産緑地のおり、約0.006ヘクタールでございました。B 今回の指定申請の対象となる生産緑地、特定生産緑地にまだ指定されていない平成7年度指定の生産緑地の面積と、平成8年度指定の生産緑地の面積の合計は約0.006ヘクタールでございます。C 昨年度までに指定した特定生産緑地、指定済みの特定生産緑地の面積は約22.1ヘクタールでございます。今年度指定が行われると、多摩市の特定生産緑地は0.006プラス22.1で約22.106ヘクタールとなります。D 全生産緑地、平成9年度以降指定のものを含む生産緑地の全面積は約23.8ヘクタールです。今回申請のあった生産緑地面積Aの申請対象地面積に対する割合A/Bは100%、全体生産緑地面積に対する割合はA/Dとなりますが、0.03%でございます。また、全生産緑地面積に対する指定進捗状況としましては、今回申請分Aと昨年度までに指定した分Cの合計の全体生産緑地面積Dに対する割合となりまして、多摩市内の93%の生産緑地が特定生産緑地として指定される見込みでございます。

次のページ、タブレット53分の29、こちらの上部には、参考といたしまして、生産緑地の指定年度ごとの特定生産緑地申請状況を示してございます。既に特定生産緑地の指定申請期間が終了した平成7年度指定の生産緑地は100%、平成8年度指定の生産緑地も100%の面積が特定生産緑地に指定されます。

次に、(3) 指定申請のあった生産緑地の指定要件の確認を御覧ください。

指定申請のあった生産緑地につきまして、多摩市特定生産緑地指定基準に照らし合わせて指定要件への適合を確認いたしました。内容については、①から③にお示ししたとおりでございます。

次に、(4) 指定申請のあった生産緑地に対する農地等利害関係人の同意取得を御覧ください。申請のあった生産緑地については、全ての農地等利害関係人から同意を取得してございます。

次に、(5) 特定生産緑地の指定案ですけれども、今回指定申請のあった全ての生産緑地について、特定生産緑地に指定いたします。

指定案につきましては、資料2を用いて御説明いたします。タブレットでは53分の1ページからになります。ちょっとお戻りいただきたいと思えます。53分の1ページのところから53分の4ページまで、特定生産緑地（多摩市）の指定及び解除でございます。

こちらの表は、国土交通省作成の特定生産緑地指定の手引に掲載されている様式例を参考に、特定生産緑地の指定及び解除案をお示ししたものでございます。今年度追加解除等の変更のあったものについて黄色の網かけでお示ししてございます。

表で示している生産緑地は、多摩市に存在する全ての生産緑地を掲載してございます。したがって、平成7、8年度指定だけでなく、平成9年度以降に指定した生産緑地も含まれます。また、本日皆様に表でお示しした生産緑地は、令和6年12月告示予定の生産緑地の状況を反映してございます。

資料2の5ページから25ページ、タブレットで53分の5ページ、こちらから53分の25ページまでが、多摩市特定生産緑地指定図とな

ります。

こちら、実際の縮尺はA3サイズで印刷したものとなります。指定図では、特定生産緑地に既に指定されている区域、新たに特定生産緑地に指定する区域、特定生産緑地の指定を解除する区域、生産緑地地区の区域を示してございます。黒い太線で囲った区域が生産緑地地区の区域となります。その区域において、縦線で示された区域が新たに特定生産緑地に指定する区域、格子状の線で示された区域が特定生産緑地に既に指定されている区域、また、今回はございませんけれども、黒で塗り潰した区域が特定生産緑地の指定を解除する区域となります。また、生産緑地地区の区域の付近に付されている大きな数字が、生産緑地地区の地区番号となります。

特定生産緑地の指定案についての説明は以上となります。

参考資料2、こちらの53分の31ページにお戻りいただきたいと思っております。

参考資料2の今後の予定のところを御覧いただきたいと思っております。今後の予定ですけれども、令和6年12月には特定生産緑地の指定及び解除の公示を行いまして、農地等利害関係人に特定生産緑地に指定したことを通知する予定でございます。

特定生産緑地の指定に係る都市計画審議会の意見聴取につきましては、説明以上となります。長くなりましたが、よろしく申し上げます。

中林会長

制度全般について含めてお話しいただきました。本都市計画審議会で審議して都市計画で決定するのは、生産緑地地区についてです。30年経過して生産緑地地区に既に指定されている件を10年間延長しますというのが特定生産緑地ですので、今日の報告をもって最終報告ということになって、都市計画の決定を改めてするわけではありません。

ということで、今日の報告で1件追加になりましたということになりますが、特定生産緑地として延長しますという報告なんです。御質問等ございましたらお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。どうぞ。

西浦職務代理者 すみません。図面の21分の11、これは図面ですよ。拡大したところに、この図面で、ここが真ん中抜かれているのは、なぜですか。

中林会長 ごめんなさい、タブレットでいうとどれになるのかな。53分の15というところを開けていただければいいかと思います。先ほどの、本会に追加になる108番というのが右側にあって、吹き出しで、真ん中にちょっと縦線だけになっているところが今回追加されるということですよ、畑の真ん中に。これは、高架の鉄塔か何かが建っていたわけではないんですね。それが取り外されてということではなく。

都市計画課長 確認したところ、当該地、平成5年土地区画整理による換地処分がされまして、平成7年に現所有者が所有権を取得したというところのようです。こちらは、馬引沢1-5-1をはじめとする周辺の土地は、平成4年に生産緑地地区108番に指定されましたけれども、当該地は、今御説明させていただいた理由によって、現所有者が取得後の平成8年に指定となったというところがございます。恐らく、鉄塔敷だったんじゃないかと。

中林会長 元鉄塔敷ね。

都市整備部長 建っていないけれども、もともとそういう計画があったんだろうということですよ。

中林会長 計画があって、結局建てなかったということなんですか。

都市計画課長 ではなかろうかと思います。

中林会長 この部分がこれまで外されていたところを追加で、時期がずれて指定されたので、今回30年目を迎えて、特定生産緑地に移行しますということで、番号は同じなんですが、生産緑地に指定された時期が違うので、次の10年たって解除のときにもまた別々に出てくると。これが13年目ぐらいに出てくるのかもしれませんが、今日の部分が。

西浦職務代理者 なるほど、分かりました。

中林会長 ただ、生産緑地、どんどん減っていくよねという話はどこの審議会でも起きるんですが、10年間延長ということと、10年間生産緑地が保障されるということは全く別ですので、つまり、営農されている方が故障されたり亡くなられたりすると、その時点で後継者が出てこない限り、その時点で終了になってしまいますので、逆に言うと、今の農業委員会、営農されている方がどんどん高齢化している状況を考えると、これから

の10年以内にこの特定生産緑地の多くが、後継者がいなければ指定解除というのが出てくる、そういう状況にあるんだということを、ぜひ御了解いただくというか。これまでもこの審議会で議論があつて、何とかならないのかということで、国も何とかしなきゃいけないねということで、農地法も随分以前に比べると緩和されて、いろんな流用ができて、NPO法人とか法人化した農業法人というので農地として継続することもできやすくなりましたし、農地の借地というのは、いわゆる戦前の小作問題がありましたので非常に厳しかったんですけども、それも貸すということもかなりできやすくなってきたというようなことで、もし多摩市としてこの生産緑地をなるべく継続しようとするれば、そういう都市計画審議会で議論する先に、農業をいかに育てるか、農業をやる方にいかに農地を使つていただくか、そういう幅広い農業政策を多摩市として展開していただくとかいうような取組が必要になってくると思いますし、もし公園その他に隣接していて解除の申請が出たときに、そこをぜひ買い取って公園を拡張したいとか、公園の一部として利用したいと、そういうような生産緑地がもしあれば、今からここは買うんだということで、ちゃんと準備をしておいていただかないといけない。なぜかという、指定解除の申請が出て、行政が先買で買いますというのを1か月以内に決めないといけないんです。予算も含めて、そういうことが1か月でできるような準備を事前にきちんとやっておいていただかないと、結局1か月で何億というような土地の、あるいは十何億、20億、そんな土地の売買というのは、前々から準備して、基金その他とか、どういうふうなお金の使い方、回し方をするかというようなことも含めて戦略的に考えておいていただかないと、結局1か月で何もできないから、行政手続が決められなかったので買いませんということの繰り返しではどんどん減ってくる一方になってしまうと。そんなようなことも、これまで議論はしてきたところかと思ひます。どうぞ。

●●委員

職務代理から御質問があつたところの、この21ページの拡大図のことなんですけど、左側のところは、多分鉄塔のところだつたと思うんですが、その右側のところは、たしかパトロールで行つてみたんですけど、

屋敷墓地のところですよ。墓地がここにはあります、このお宅の。

中林会長

真ん中に墓地の印らしいものが見えます。

●●委員

このようところが馬引沢以外にも、関戸とか和田とかには屋敷墓地のお宅が何軒かありまして、そこが生産緑地の中に入っています。多分そこだと思います。間違いなくそこです。

中林会長

今の●●さんからのお話の右側のところは、これは外れているんですよ。通路と墓地の部分が。ここはもう墓地をどこかに移転させる改装をされて畑に戻すと、生産緑地として追加指定ということがあるかもしれないけども、現状ではないということですよね。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

今回は、そういうことで、畑の真ん中なんですけれども、畑として一体化しているところに特定生産緑地として追加いたしますので、全体を畑として活用していただいているということになろうかと思います。

あと1点だけ、せっかくの機会ですので、ちょっと教えてくださいとか説明してくださいというのが、資料2の表、資料2の一覧表で、一番右側の欄、指定申請期間終了というのがあって、特定生産緑地面積が0、0、0と、生産緑地じゃありませんというものの中で、丸がついているところと丸がついていないところの違いは何でしたっけ。

都市計画課長

丸がついているものは、既に申込みの期間が終了してしまっていて申込みできないというふうになっているものでございます。

中林会長

丸がついていなくて、今0、0、0になっているのは、これから出てくる、特定生産緑地への移行の申出があるかもしれないし、ないかもしれない。だから、いろいろお声かけをして、ぜひ特定生産緑地に移行して農業を続けてくださいと働きかけをされていると。農業委員会と一緒にだと思えますけど、というようところで、今後この丸のついていなくて、0、0、0と、特定生産緑地の面積のところは0、0、0になって、一番左側に特定生産緑地の面積があると。この分が、今後、年に1つ、あるいは三、四か所ぐらい、継続的に出てきますと。その移行期間が、申出期限が切れる3年前から移行手続をして、早めに移行すること

もできますということですか。早めに移行はできない。手続はしておいてということですか。

都市計画課長 早めに移行はできないので手続はしておいてという、今、会長がおっしゃったような感じになります。

中林会長 手続は済ますことができるけれども、移行は期限が切れたときに自動的に移行させますということですね。それを事前に告示しておく。

そんなようなことで、これからまた、この件については、進行が毎年必ず1件、都市計画審議会で毎年1回出るんです、今頃。6月、5月の切れ目で、確定したものを最終的に都市計画審議会で、削除は都市計画決定、移行は報告という形での取扱いということになります。

それでは、質疑は以上で、質問ないということでしたら、この件につきましては、第2号議案、特定生産緑地の指定に係る都市計画審議会への意見聴取につきましては、御意見を伺いましたが、というか私がしゃべっただけだったかもしれませんけれども、事務局に特定生産緑地の今後の指定とか運用に関して、あるいは庁内での議論に活用していただければと思います。ありがとうございました。

それでは、第3号議案、多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道多摩川右岸南多摩流域下水（乞田幹線）の変更についてです。第3号議案の内容について、説明をお願いいたします。

都市計画課長 よろしく願いいたします。

日程第4、第3号議案、多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道多摩川右岸南多摩流域下水道（乞田幹線）の変更について御説明させていただきます。

本件は、本年6月の第1回都市計画審議会協議会におきまして、時限的な理由から非公開で事前に御報告させていただきました案件でございます。

内容につきましては、今後予定されている東京都が管理する流域下水道幹線の都市計画変更について、正式に都市計画法第18条の意見照会がございましたので、皆様に御意見を伺うものでございます。

なお、本日の説明に際しまして、説明補助者として、当市の下水道課

職員の1名の入室をお認めいただきたいのですけれども、会長、よろしいでしょうか。

中林会長 はい、結構です。それでは、入室を許可いたします。

(担当職員入室)

都市計画課長 それでは、御説明をさせていただきます。

タブレットのほう、タブが第3号議案のタブになります。こちらを御覧いただきたいと思います。

こちら、資料3の1ページ、タブレットでは26分の1ページを御覧いただきたいと思います。

こちらが計画書でございます。ページ右の変更概要にありますとおり、東京都の都市整備局、下水道局では、東京都が管理している多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道多摩川右岸南多摩流域下水道乞田幹線の線形の変更を行うというものでございます。

次に、タブレットの次のページ、お開きいただきたいと思います。

資料3の2ページ、総括図でございます。都市計画変更の内容ですが、都市計画決定されている当市内にある流域下水道乞田幹線の一部区間において、下水道管の位置を変更するものでございます。色がちょっと見づらいんですけども、図の中央部、こちらに黄色の線が引いてあります。拡大していただきますと分かるかと思いますが、黄色の線が変更前、赤色の線が変更後の下水道管の計画位置でございます。今回の都市計画変更につきましては、平成28年に決定した幹線ルート計画の一部を見直すものでございます。

続きまして、タブレットでは次のページ、26分の3ページ、4ページ、こちらが計画図となっております。資料3の3ページ、4ページとなります。

先ほどの総括図でも御説明させていただきましたが、黄色の線が変更前、赤色の線が変更後の下水道管の計画位置でございます。具体の位置や状況写真等については、参考資料3でお示しさせていただいておりますので、後ほど御説明させていただきます。

続きまして、タブレット26分の5ページ、資料3の5ページになり

ますが、庁内関係部署への意見照会の結果でございます。

東京都より令和6年9月3日付で当該都市計画変更について意見照会がございましたので、庁内関係部署に令和6年9月27日から令和6年10月4日の間で意見照会を行ってございます。意見回答の状況でございますが、都市計画案に関する意見はございませんでしたが、そのほかの意見として3点ございました。

1つ目は、既存の乞田幹線で廃止される区間について、今後も一部の処理分区の汚水を接続することになることから、十分な機能を確保し、溢水、下水があふれるといったリスクの低減を図ることというところが下水道部から上がってございます。

2つ目になります。乞田幹線については、台風などで溢水被害等があることから、早期の事業完了を望む。こちら下水道部からございました。

3つ目でございます。今後の事業計画策定及び事業実施に際しては、周辺地域の住民、企業及び関係自治体に対して必要な情報公開並びに説明を行い、周辺住環境等への負荷軽減、安全性に配慮すること、こちらが都市整備部からでございます。

なお、東京都からの意見照会文は参考資料3、タブレットの26分の12ページ、参考資料3の6ページのほうにお示しさせていただいております。

続きまして、資料3の6ページ、タブレットの26分の6ページを御覧ください。

本日御審議いただいた後に答申いただく内容の文案でございます。この内容について、皆様に御審議いただきたくお願いするものでございます。内容については、先ほど御説明した庁内意見照会の結果を取りまとめたものとなっております。

主な資料としては以上となりますけれども、参考としてお配りしております参考資料3について概要を御説明させていただきます。

こちら、タブレットの26分の7から26分の10ページ、参考資料3の1ページから4ページまでになります。

こちらは、今回変更後の下水道管が通る予定の地上部である都道、市道の状況になります。

写真のほうをちょっと見ていただきたいんですけども、26分の9ページのほうから写真を入れさせていただいてございます。こちらの丸の数字、丸を入れさせていただいているものが、この前のページの計画図のところには丸の番号を入れさせていただいていますが、そこから撮った写真の状況になります。丸数字の10番(⑩)、ページとしましては、タブレットでいうと26分の10ページになりますけども、こちらが上流部に当たる鎌倉街道中央分離帯部分のところになります。ここから下流方向に当たる都立桜ヶ丘公園まで順にいくつか御説明させていただきたいと思います。

こちらのほうから、⑨が多摩消防署前交差点付近です。消防署側から下水道管の上流方向にある西側方向を撮影したものです。

⑧が諏訪越通りの状況です。

⑦と⑥が馬引沢北通りの状況となります。

⑤と④、こちらが聖ヶ丘第2児童公園付近の状況でございます。下水道管は、この辺りの市道下で大きく東に曲がりまして、③多摩桜の丘学園前交差点の辺りで、写真左奥に見えている都立桜ヶ丘公園内に入っていくというものでございます。今回の変更箇所は、この辺りまでとなっておりますけれども、②①は既設管路が通っております聖蹟記念館交差点付近と連光寺坂上交差点付近の状況となっております。

続きまして、タブレット26分の11、こちらが参考資料3の5ページとなります。

こちらを御覧いただきたいと思いますが、永山橋付近、こちらでは、過去に台風等の際に溢水が発生しているという状況となります。夜間の写真で少し暗くなって見づらいかもしれませんが、今回お示しした写真が2023年、令和5年6月に発生した溢水の状況になっております。

続きまして、タブレット26分の12ページ、こちらを御覧ください。

参考資料の3の6ページになりますが、先ほどお話しさせていただき

ました東京都からの意見照会文となります。

続きまして、26分の13ページ、こちらから26分の15ページ、参考資料3の7ページから9ページとなりますけれども、令和6年9月20日付で東京都が行った都市計画案の縦覧時の公告文でございます。

また、タブレットの26分の16ページ、こちらが参考資料3の10ページになりますが、都市計画案の理由書をお示ししてございます。

理由としましては、多摩川右岸南多摩流域下水道乞田幹線は、昭和43年に都市計画決定した幹線管渠である。下流部の管渠は、施設整備後50年以上経過しており、老朽化の進行が判明している。このため、新たな管渠を整備することで老朽化対策を図るとともに、雨天時侵入水による溢水リスクの低減等も考慮し、下流部区間の一部について線形変更を行うとさせていただきます。

また、このことは令和6年6月に実施されました周辺住民向けの説明会において、次のように3点に要約されて説明されてございました。

1点目の理由としましては、永山橋付近にあります伏越しと呼ばれます乞田川の下を横断する構造となっており、維持管理に課題があるというところ。

2点目の理由としましては、近年、気候変動などの影響により豪雨の発生頻度が増加しており、永山橋付近のマンホールから下水があふれる事態も発生しており、対応が必要となったため。

3点目の理由は、上流側への延伸に伴い、工事の際の施工性なども考慮して、全体的に水の流れが円滑になるようにルート変更する必要があるといったものでございました。

続きまして、参考資料3の11ページ、タブレットの26分の17ページ、こちらを御覧いただきたいと思いますが、本都市計画審議会への付議の文書をお示しさせていただいております。

タブレットの26分の18ページから26分の25ページには、東京都が6月に行った説明会の資料をお付けしております。

最後に、参考資料の3の最後のページ、タブレット26分の26ページを御覧いただきたいと思います。

今後のスケジュールでございます。この後の流れでございますが、本日御審議いただいた結果の答申を踏まえまして、東京都へ意見回答を行います。これを受けて、東京都では11月中旬に開催予定の東京都の都市計画審議会に付議し、都市計画が変更される見込みとなっております。

雑駁ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

中林会長 説明は以上ということですが、御質問等ございますでしょうか。

これは東京都の決定案件ですよね。都の審議会の。

都市計画課長 はい。

中林会長 関係する当該多摩市で、先ほどのような要望を付して知事に対して回答すると。1つは、昨年の6月にああいう溢水事故があったこともあって、それらに対する対応を含めた安全性の確保というようなことが一番大きな課題だったかなというふうに思いながら聞きましたが、ほかにかがでしょうか。あるいは、その件でも結構です。どうぞ。

●●委員 ●●です。

このところ、雨の量が半端じゃないぐらい増加しているという、それを考えると、下水道の管は、かつては50ミリで計画をしていって、今回、変更100ミリに、という話もあったようだが、やっぱり70ミリにしたいということで、70ミリで計画しても、多分これから溢水は起こるだろうという、そういう状況の中で、この計画が何年か先に状況を踏まえて変更する可能性があるという文言を一言入れておかないと、今後変更がなかなかしにくいんじゃないかという気もしますので、そういう将来の雨量の変化をどうやって考えるかというところがここには出てなかったんで、ちょっと心配になっております。

以上です。

中林会長 ありがとうございます。今の件につきまして、事務局は何かありますか。70ミリですか、75ミリですか、対応は。

都市計画課計画担当主査 今回の変更する管渠は污水管ですので、雨水の流入というところは想定はしてないのですが、とはいえ老朽化、もしくはいわゆる不明水というものが流入してくるというところがありますので、ま

ず、そういったものに対策をしていく。なおかつ、汚水の水量というところは、どうしても街が発展していくと増えていくものですが、今のところ、この流域に関して汚水量がオーバーしてしまうというところは見込まれておりませんので、そういった不明水や雨水は川に戻すというところを徹底して対策して行ってほしいと伝えているところがございます。

中林会長 よろしいですか。汚水であるということは、溢水した原因というのは、やっぱり雨水が入っちゃったということですか。合流ではないんですよね。

都市計画課計画担当主査 分流でございます。

中林会長 本来は分流なんだけど、要するに路上冠水したものが逆流したというか入り込んだということなんですか。

都市計画課計画担当主査 そういった可能性もございます。

●●委員 その関係を捉えておかなくてよろしいんですか。雨水と汚水の。

中林会長 どうぞ、●●委員。

●●委員 今の永山橋の件でお話ありましたけど、状況を見ますと、かなり下水は冠水しているんですけど、ここだけじゃなくて、今先生がおっしゃったみたいに、これからも大雨、とてもじゃないけど、線状降水帯なんか滞留した場合は非常に大きな被害が出ると思うんですけど、そういうことを想定した場合に、ここだけじゃなくて、あるいは溢水するようなところというのは想定されているのかどうか。もしあるとしたら、どういふところかというところまででありながら、次に進んでいくということが大事かと思って、教えていただければと思います。

以上です。

中林会長 いかがでしょうか。

下水道課業務係長 回答させていただきます。

今おっしゃられているのは、あくまでも雨水の対策のほうだと思いません。雨水対策については、東京都のほうで豪雨対策基本方針をつくっております。整備のほうを進めているところだと聞いております。

今回の幹線に関しましては、あくまでも污水管の幹線ということで、

不明水等が入って一時的に流量が増えてしまって溢水しているということはございますけれども、雨水のほうと直接関係があるわけではありませんで、雨水が汚水幹線のほうに入らないような措置を取るとということが前提でして、今回この老朽化で浸入してしまっている地下水などは、新しい幹線を入れることで低減するのではないかということをお聞きしております。

以上となります。

中林会長

分流で雨水と汚水は別々とはいえ、いろんなところでマンホールその他もありますから、路上冠水で道路が水があふれちゃうと、どうしても入ってしまうんですね。それがずっと下流へ流れていくと、オーバーフローすればどこかのマンホールから逆流するような形で、路上にまた水が噴き出してしまうということなんですけど、雨水対策については、別途雨水対策計画としてやっていますからという御回答だったかと思いません。

それで、折り込みの地図の資料は、写真のインデックスがついているやつなんですけど、黄色がこれまでで赤いのが新しくということで、後ろにつけていただいたパワーポイントの図で見ると、幹線ルート計画で黄色い線というのが同じものを言っているのかなと思うんですが、16ページの図で見ると、途中までしか書いてないのは、この部分を乞田川の左岸側というのか市役所側からの汚水を処理している部分があるので、これは残りますという意味なんですか。

都市計画課計画担当主査 16ページのパワーポイントの線と、今回都市計画案として御説明させていただいた線に若干の違いがありますので、御説明させていただきます。

16ページの下段のパワーポイントの絵では、既設管が緑色で示されております。

中林会長

既設管が緑色。

都市計画課計画担当主査 一部まだ未整備の管について黄色、既往の計画です。平成28年計画が黄色で示されております。今回の都市計画変更は、この図でいう緑色と黄色の部分を合わせて黄色として作図していると。ただし、

この16ページの下段に示している緑色の線は、いわゆる二条化というんですか、新しい管ができてもしばらくは残しまして、新しい管のほうに水を送りながら、この緑の管の水位を下げたいと東京都では考えているところです。今は水がたまってしまっている状況が続いております、ここについて、水位を下げて中の状況を確認できるようになったら、そのまま使えるのか、それでも改築が可能なのか、そういったところを検討して、二条化として残すのか、それとも撤去、もしくは埋め殺しをするのかということをお考えの予定だと聞いております。

中林会長 そうすると、このスライドの中に3つ書いてあるということですか。今回、変更なしという管も入れると4種類の幹線管ルートが書いてあるんですが、この計画でできると、黄色い部分が残すんですけども、黄色い部分に相当するのを赤にしますということなんですか。

都市計画課計画担当主査 すみません、16ページの黄色い未整備となっている部分については、もう完全に計画からなくなりますので整備されません。一方で、緑色の既設管のところについては、当面は残るといことです。

中林会長 未整備とどこに書いてあるの。

都市計画課計画担当主査 未整備の区間は、参考資料の3の16ページの下段です。

中林会長 凡例が、乞田幹線既設平成28年計画、今回変更なし。平成28年計画、今回変更部、延長1.1キロ。

都市計画課計画担当主査 この延長1.1キロは、平成28年計画の中でも整備されていない部分ですので、ここは完全になくなります。計画されましたが、今回計画から削除されます。

中林会長 これは、計画を取り下げるといことなんですか。

都市計画課計画担当主査 はい、そういうことです。新たに赤い線に置き換わるんですけども、緑のところについても、現行計画から東京都は一旦削除すると。既設として、普通の都市計画決定されていない流域下水道として残置するということでございます。

中林会長 赤いだけになって、当初計画にあったのかもしれませんが、平成28年の黄色い線は全部やめて、結局、緑の点線と、それから今回赤がつながる平成28年につくった黒い線はここまでにして、黄色い部分を赤

で、もっと先まで、新大橋のところまで延長してつなぎますと、そういうことですか。分かりました。

ということは、緑色の点線は、さっきお話あったようにそのままずっと使いながら水位を下げていって、上流側で新管のほうへどんどん汚水を入れて、雨水を下げて、使えるかどうか見て、使えるものは使い続けてダブル線にすると、そんなイメージでいいんですか。

都市計画課計画担当主査 はい、さようでございます。

中林会長 分かりました。ということのようです。多分昨年6月あふれたのが、川の脇の一番低いところというのは、結局そこに集まったんだと思うんですよね。道路の幹線も低いほうへどんどん集まってくるから、そこで汚水に入り込んでオーバーフローしちゃったということかなと思いました。汚水があふれると衛生上も問題なので、なるべくそれは避けていただいたほうがいいのではあるんですが、今回ダブルになることで、全体の流量をそれぞれの管の負担を下げる事ができれば、2つの管でかなり余裕が、今までに比べると倍増するようなイメージになるのかなと思います。ただ、上流側はこれまでの管をそのまま使えますので、その負担がちょっと大きくなるかもしれません。

それから、黄色い、こちらの線で書いてあるのが直角に折れ曲がっているんですよね。これは、水を流すことで考えると、雨樋なんかもそうですが、一番やられるところですよ。ですから、今回の新しい線は少しカーブをつけて滑らかに流れるような設計になっている部分も、流し方の改善が図られているのかなというふうに思います。

どうぞ。

●●委員 すみません。この計画について云々じゃなくて、参考資料3の13ページのスライド3のところの乞田幹線の全体像みたいなのが、町田のほうからずっと流れてきているのがあるんですけども、ほかのところはもう改修済みなのか、これから順番にやっていくのか、ちょっとその全体の中の位置づけみたいなことを知りたいなというふうに思いました。昭和40年だったかにできた、老朽化しているのは全部一緒じゃないかなというふうに思うので、どういうふうに順番に変わっていくような考

え方があって、今回はどうだという辺りはいかがでしょうかということ
です。

中林会長 お願いします。

都市計画課計画担当主査 全体計画については、東京都から明確に示されていないんですけれども、社会資本整備総合交付金等を充当しながら東京都は事業していくことになるかと想像します。そうなった場合に、下流の南多摩水再生センター、下水の処理場があるんですけども、こういった下流のほうから改築していかないと、上のほうだけやったのでは効果が発現しづらいというところがありますので、下流のほうからやってきているというところで、今回お示しただけしているのは、乞田幹線の新大橋のところまでで、その上流のほうについて計画等があるかどうかというところも未だお示しされておられません。

●●委員 分かりました。いずれ出てくるかもしれないと、多摩市内にまだ大分残っているわけですけどもという、そんな理解で考えておけばいいということですか。特にそれで問題があると思わないので、私はそれで結構です。ありがとうございました。

中林会長 よろしいでしょうか。今後、恐らく幹線の部分で水位を下げて、状況を見ると、上流もどういう状況かというのは類推されてくるから、多分それを見計らって、やっぱり上流もちょっと老朽化が心配だねとなると、改めてまた上流についても、取り替えるというと、新しい管を造ってそっちに流さないとうにもならないんですよ。流しながら改修は難しいんだと思いますから、そういうかなりお金もかかる、時間もかかるということになるのかもしれませんが、今後の課題ということだということ承っておければと思います。

そんなことを含めて、先ほどの答申案というのが、資料3の6ページ。タブレットでいうと26分の6です。このところの記というところの以下ですけども、その下のほうの都市計画審議会の意見というところで、再度繰り返しますが、都市計画の変更について意見はありません。なお、今後のことについて、以下の意見がありましたので留意するよう東京都に伝えることということで、市長に、1番目が、既存の乞田幹線で廃止

される区間について、今後も一部の処理分区の汚水を接続することになることから、十分な機能を確保し、溢水リスクの低減を図ること。2番目、乞田幹線については、台風などで溢水被害等があることから、早期に事業を完了すること。これは、本来はあっちゃいけないことなんですよ。汚水管に雨水が入り込まないようにしてくださいということになるかと思うんですが、多分専門家はそういうふうを考えてくれるかなと思います。それから3番目が、今後の事業計画策定及び事業実施に際しては、周辺地域の住民、企業及び関係自治体に、関係自治体というのは、多摩市だけではなく、隣の日野市、八王子ですか。

都市計画課計画担当主査 八王子、日野、町田も、同じくこの計画の中に入っています。

中林会長 流域下水の範囲内。分かりました。隣接する自治体ということですね。関係自治体等に対して必要な情報公開並びに説明を行い、周辺住環境等への負荷軽減、安全性に配慮することということで、この3点ということなんですが、この3点でよろしいでしょうか。

それでは、一応こういう原案で進めていきたいと思います。これは同じように関係自治体にも来ているのですか。それとも、これは多摩市の中だけなので、多摩市以外には行ってないということですか。東京都から意見を求めるというのが、ほかの自治体には、来てないということなんですか。

都市計画課計画担当主査 すみません、そこまで確認できておりません。

中林会長 もしそういうことであれば、せっかく流域でつながっているのも、多摩市の中でこのところを工事すると。については、多摩市としては、こういう意見を出しましたというのを、自治体間の連絡としてお知らせしておいていただければいいかなというふうにも思いましたので、東京へ提出するのが先ですが、それで異論なく東京都が受け取っていただければ、こういうのを出して受け取ってもらいましたというのをお知らせしておいたらいかがでしょうか。

それでは、本件につきましては、都市計画で決めるわけではなく御承認をいただければいいのかなというふうに思うのですが、一応、審議会として議題ですので、お諮りさせていただきたいと思います。

日程第4、第3号議案、多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道多摩川右岸南多摩流域下水道（乞田幹線）の変更について、挙手により採決をしたいと思います。

本件につきまして、案ですけれども、答申案というか市長に対して我々審議会からの案ですが、原案のとおり決すべきものとして賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中林会長

ありがとうございます。全員賛成と認めます。

それでは、第3号議案、多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道多摩川右岸南多摩流域下水道（乞田幹線）の変更については、原案のとおり決することにいたします。ありがとうございました。

本日の審議案件は以上でございます。

それでは、ここからは協議会に切り替えたいと思います。審議会を暫時休憩させていただきます。

—— 休 憩 （協議会開催） ——

—— 審議会再開 ——

中林会長

それでは、都市計画審議会を再開いたします。

本日の日程については全て終了いたしましたので、これをもちまして令和6年度第3回都市計画審議会を閉会したいと思います。ありがとうございました。

—— 閉会 ——

運営規則第18条第3項による者

会 長

委 員

委 員

年度第3回多摩市都市計画審議会
(協議会)

(令和6年10月15日)

議事日程

- 1 その他

中林会長 これより協議会といたします。
 協議会日程1、その他に入りたいと思います。
 事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課長 それでは、事務局のほうから2点ほど御説明させていただきたいと思
います。
 1つ目は、改定作業中の次期多摩市都市計画マスタープランの進捗状
況について御報告でございます。
 令和6年度第2回多摩市都市計画審議会協議会におきまして、素案の
御説明をさせていただきました。現在、東京都協議に向けた調整を行っ
ているところとなっております。
 今後の予定としましては、市民説明会を2回予定してございます。1
回目が11月26日火曜日の19時から20時30分、2回目が11月
30日土曜日の14時から15時30分となります。両日とも同内容と
いうことを予定してございます。
 また、パブリックコメントにつきましては、11月26日から12月
26日木曜日までを予定してございます。
 2つ目に、今後の都市計画審議会の日程についてでございます。
 都市計画審議会は、例年おおむね5月、8月、11月、2月の4回程
度開催してございまして、本日は第3回ということでもございました。次
回は、年明け2月を予定してございます。日程につきましては、改めて
調整させていただきたいと思しますので、どうぞよろしく願いいたし
ます。
 お忙しいことと存じますけれども、引き続き御協力のほどよろしくお
願いいたします。
 説明以上でございます。

中林会長 よろしいでしょうか。何か御質問あれば、よろしいですか。

 なしと認めます。これで協議会日程1「その他」を終了いたします。
 これを持ちまして協議会を終了します。

— 閉会 —